

発議第10号

別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり別海町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和6年12月13日

別海町議会議長 西原 浩 殿

提出者 別海町議会議員 小 椋 哲 也

賛成者 同 今 西 和 雄

同 戸 田 憲 悦

同 佐 藤 初 雄

同 外 山 浩 司

別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

別海町議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年別海町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第５２条から第５４条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。